

職場内で回覧し皆さんでご覧ください

【(一財)福島県社会保険協会ホームページ】 <http://www.f-shimakyoukai.or.jp/>

福島県社会保険協会

検索



福島のお宝～訪れたい風景～

冬の会津慈母大観音像

国道49号線を走っていると見えてくる会津慈母大観音像は、「やすらぎの郷・会津村」内にある高さ57mの巨大な仏像。遠くから眺めてみても、実に存在感がある観音様です。その美貌は素晴らしく、赤ちゃんを抱いている優しい女性的なシルエットです。大空の下、宏大な空間に包まれる観音様は、実に存在感があります。胸の高さの地点まで胎内巡りができ、展望窓から会津の町並み、磐梯山、飯豊連峰などを一望できます。

お問い合わせ/やすらぎの郷 会津村 TEL : 0242-75-3434



CONTENTS

- ◆年頭のご挨拶 2～3
- ◆マイナンバーの確認について 4
- ◆電子申請について 4
- ◆届書の郵送について 5
- ◆秋の社会保険事務講習会の結果 5
- ◆インターネットを利用した情報提供サービスについて 6
- ◆医療費のお知らせ 7
- ◆6支部のハイキング結果 8～9
- ◆委員随想(品川 久美子) 10
- ◆事業所名称・所在地等の手続き 10
- ◆年金事務所 Q&A
(5年後納制度について) 11
- ◆協会けんぽ Q&A
(退職後の傷病手当金について) 11
- ◆季節の健康情報 第40回 12
- ◆ふくしまの魅力再発見! No.26 12
- ◆年金相談(2・3月の日程) 12



謹んで新年のご挨拶を 申し上げます

社会保険協会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます
 新しき年が平安でありますとともに皆様にとりまして飛躍の年になりますよう
 ご祈念申し上げます
 私たち役員及び職員一同 社会保険制度の普及と円滑な運営のため
 被保険者の皆様とご家族の皆様の福利増進のため一層の努力をしてみたいです
 本年もなにとぞよろしくお願ひ申し上げます
 平成三十年 元旦



日本年金機構 東北福島年金事務所
 所長 根本 武明

平成30年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
 日頃より、社会保険事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心から御礼申し上げます。
 公的年金は年金受給者が4,000万人、被保険者は7,000万人を超える時代となっており、高齢化社会の進行とともに、社会保障制度の中核としてその重要性は益々大きなものとなっています。
 昨年は、4月に短時間労働者の厚生年金の加入について、更なる適用拡大が実施となり中小の企業をはじめとして、すべての事業所において検討いただける状況となりました。また、昨年8月より年金を受給する際の資格期間が短縮され、加入期間等が10年で年金が支給されることとなり、新たに多くの方が年金の受給権を取得されています。
 個人番号(マイナンバー)の利用につきましては、この3月より本格稼働となるとともに、昨年11月の政令公布により平成31年からは市町村等の関係行政機関との情報連携を図り、添付書類の簡素化など更なるサービス向上に向けて取り組んでいくこととしております。
 公的年金制度を運営する日本年金機構といたしましては、公的年金制度の意義や内容を国民の皆様にも正しく理解をしていただくための周知・広報事業に努めるとともに、当機構の基幹業務である適用、徴収、年金給付、相談等の各業務を正確、確実かつ迅速に行うため、県内の年金事務所が連携し取り組んでいる所存でございますので、これまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 最後に、本年が皆様方にとりまして実りある年となりますことをご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成30年 元旦

日本年金機構

郡山年金事務所長	高萩 直矢
平年金事務所長	工藤 玲子
会津若松年金事務所長	渡辺 理恵
相馬年金事務所長	宮澤 明正
白河年金事務所長	花田 慎嗣



一般財団法人 福島県社会保険協会

会 長 藤原 英男
副 会 長 田崎 淳
〃 〃 半沢 幸一
〃 〃 竹田 秀
理 事 立谷 一郎
〃 〃 藤田 祐太郎
〃 〃 星 春男
専務理事 五十嵐 和典
監 事 坪谷 常吉
〃 〃 伊東 正晃

他役員・職員一同



全国健康保険協会福島支部

支部長 齋藤 博典



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆さまには、日頃より協会けんぽ福島支部の健康保険事業の推進に、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の発生より間もなく7年になりますが、今なお様々な困難に直面されている皆さまに対して、一日も早い平穏な日々が訪れますことを心よりご祈念申し上げます。

さて、協会けんぽは設立から10年目を迎えました。国民の皆さまにとって重要な生活基盤である国民皆保険の一翼を担う被用者保険の最後の受け皿として、確固たる経営基盤を確立すべく、この9年間職員一同努力を重ねてまいりました。

財政面では加入者数の順調な伸びと景気の拡大により準備金は法定準備金を超える水準となったほか、業務システム刷新と新人事制度の導入により、協会設立の目的である保険者機能の強化・発揮に向けた体制の確立に努めてまいりました。

平成30年度は、協会けんぽにとり加入者の健康増進を図る第3期特定健康診査実施計画や第2期データヘルス計画、そして協会けんぽの中期プランとなる第4期保険者機能強化アクションプランなどがスタートする重要な節目の年となります。

協会けんぽは、県民の皆さまの健康増進に、そして医療のサポートに全力で取り組んでまいりますので、どうか引き続き皆さまのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆さまにとりまして、新しい年が希望に満ちた年となるようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

被保険者・事業主の皆さまへ

マイナンバーの確認にご協力ください

日本年金機構における個人番号(マイナンバー)の利用について

平成28年11月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令」が公布・施行されたことに伴い、日本年金機構は、個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行えることとなりました。

日本年金機構では、平成29年1月からマイナンバーによる年金相談・照会を行い、基礎年金番号が分からない場合であっても、マイナンバーカードをご提示いただくことで、相談を行うことができるようになりました。

被保険者の個人番号(マイナンバー)の確認にご協力ください

日本年金機構では、今後マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更等の届出の省略や届出の添付書類の省略等、利便性の向上等を図る取り組みを進めていく予定としており、皆さまのマイナンバーを収録・確認する作業を進めております。

しかしながら、日本年金機構が管理している情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民票上の情報が相違している等の理由により、マイナンバーの確認ができていない被保険者の方もいらっしゃいます。一つの事業所の中で、マイナンバーが確認できている者とできない者が混在した場合、今後の届出の省略ができる被保険者とできない被保険者を事業主様に管理していただく必要が生じるなど、届出が煩雑になる恐れがあります。

このため、機構においてマイナンバーが確認できない被保険者及び被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)が在籍する事業所の事業主様あてに、「マイナンバー等確認リスト」を順次、送付しておりますので、確認のご協力をお願い申し上げます。

なお、該当者がいない事業所の事業主様には送付されませんので、ご対応いただく必要はありません。



お知らせ

電子申請が便利です!

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きが出来るのをご存じですか?

電子申請(e-Gov)は、総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです。年金事務所で行う各種申請手続きを自宅、オフィスのパソコンからオンラインで行うことができるサービスです。

年金事務所の窓口に行かなくても、e-Gov:電子政府の総合窓口(<http://www.e-gov.go.jp/>)から、24時間いつでも申請・届出出来ますので、ぜひ電子申請の利用をご検討ください。

こんなメリットが

いつでも手続きOK!

▶忙しいときでも、時間を気にせず、手続きできます。

時間とコストの節約

▶年金事務所に向かう時間や、交通費・郵送費を削減できます。



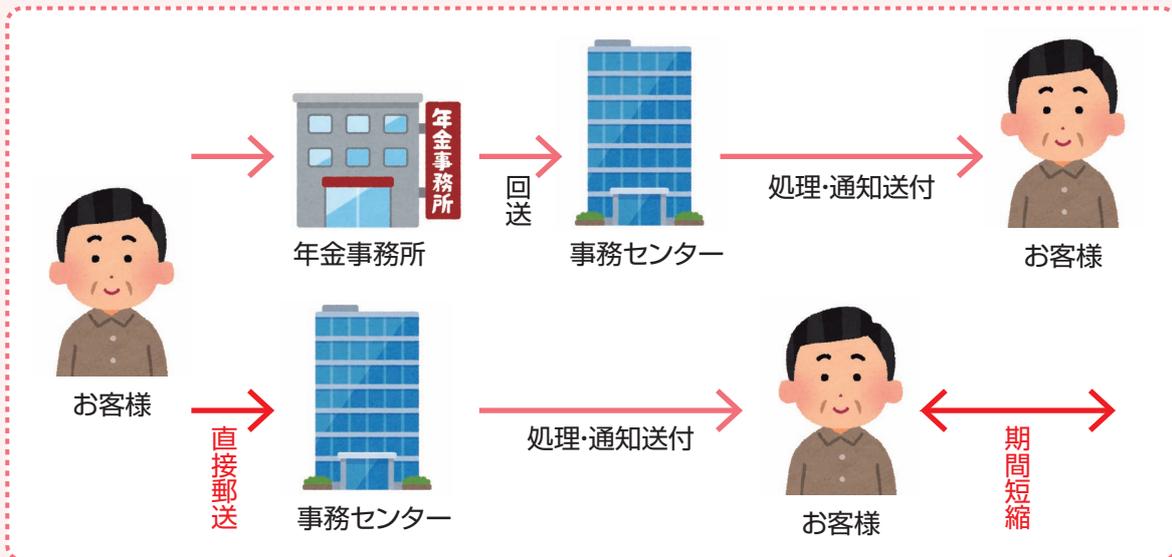
年金 電子申請

検索

届書は事務センターへ 直接郵送をお願いします

お客様から提出いただいた届書の事務処理は、仙台広域事務センターで一括して行っており、年金事務所へ提出いただいた届書についても事務センターへ回送して処理を行っています。

そのため、**事務センターに直接郵送していただくと、年金事務所に提出していただくより早く処理を行うことができます。**



※事務センター宛の封筒に、提出先が日本年金機構以外(例:全国健康保険協会福島支部など)の書類が混在することのないようご注意ください。健康保険の給付や保険事業関係、任意継続等に関する届書の送付は、ご面倒でも全国健康保険協会、またはご加入先の健康保険組合に郵送いただくようお願いします。

【広域事務センター】

名称:仙台広域事務センター
所在地:
〒980-8461
宮城県仙台市青葉区中央4-6-1
SS30 17階

※広域事務センターは、郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は年金事務所へお問い合わせください。

※二以上被保険者に関する届書は、引き続き各年金事務所にご提出ください

※電子申請(e-Gov)を利用した届出については、提出先に変更はありません。

(現行と同様に、県内各年金事務所(福島事務センター)を選択してください。)

秋の社会保険事務講習会へ ご出席ありがとうございました

「社会保険事務講習会」は、10月18日から11月9日まで県内6会場で8回開催し、合計で1,565名と大変多くの事務担当者の皆さんにご出席いただきました。大変ありがとうございました。

次回の講習会は、来春6月頃を予定しており、本紙の3月号でご案内予定ですのでよろしくお願いたします。



白河会場の講習会

インターネットを利用した情報提供サービスについて

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の申込みや医療費情報の照会等をインターネット上でできる「情報提供サービス」を行っています。

ご利用いただけるサービスのご紹介

●生活習慣病予防健診申込み(事業主向けサービス)

生活習慣病予防健診の対象者データをダウンロードできます。また、ダウンロードした健診対象者データを利用し、インターネット上で従業員の健診の申込みをまとめてすることができます。(健診機関へは別途、日程のご予約が必要です)

※加入者様個人ではご利用いただけません。

●医療費情報の照会(加入者向けサービス)

被保険者様が本人及び家族(被扶養者)の医療費をインターネットでご覧になることができるサービスです。

ご利用までの流れ

Step 1 協会けんぽのホームページよりユーザー IDを申請する

協会けんぽHPホームページ画面



○印をクリックします

情報提供サービスストップ画面



○印をクリックします

お客様パスワードは必ずメモをお忘れなく!

Step 2 協会けんぽよりユーザー IDとパスワードを郵送します

事業主の皆様

加入者の皆様

Step 3 生活習慣病予防健診の申込みを行う

Step 3 医療費情報をWEBで照会する

ユーザー IDの申請方法や各サービスの概要につきましては、協会けんぽホームページトップページの「情報提供サービス」のバナーよりご確認ください。

お問合せ先 協会けんぽ福島支部 保健グループ TEL 024-523-3919

医療費のお知らせを送付します

協会けんぽでは、健康保険で治療を受けられた加入者(被保険者及び被扶養者)の皆様へ、年1回「医療費のお知らせ」をお送りしております。「医療費のお知らせ」は健康の大切さについての関心を高め、加入者一人ひとりに健康管理の必要性をより一層認識していただくことや、受診状況を確認していただき、医療保険制度の適切な運営に結び付けることを目的としております。

◆ 送付対象

協会けんぽに加入されている被保険者及び被扶養者

◆ 発送時期

平成30年2月中旬予定

◆ 通知の対象期間

平成28年10月診療分から平成29年10月診療分(平成28年12月から平成29年12月までに、協会けんぽにて受付した医療費情報)

◆ 記載内容

- ・診療を受けた方の氏名
- ・診療年月
- ・診療区分(入院・外来など)
- ・受診日数
- ・医療機関名
- ・医療費の額

◆ 通知方法

事業所にお勤めの被保険者様、またはその被扶養者様の分については、被保険者様のお勤めの事業所を経由してお送りします。

◇ご留意ください

- 通知書には、本人と被扶養者分がまとめて印刷されます。
- 全ての診療情報について記載されるわけではありません。(精神科の受診情報や、一部の医療機関の受診情報などは記載されません。)
- 医療費控除の申告手続きに使用可能となりました。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署にお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」に関するQ&A

Q 「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費があるのはなぜですか？

A 特定の診療科を有する医療機関で受診した場合など、記載されないことがあります。対象期間中のすべての受診について記載されているものではありませんので、ご理解をお願いします。

Q 11、12月に受診した医療費が「医療費のお知らせ」に記載されていないのはなぜですか？

A 「医療費のお知らせ」の作成には、医療機関から協会けんぽに送られてくる医療費データが必要になりますが、受診月から協会けんぽに届くまでに3ヶ月以上かかります。そのため、2月発送に間に合う10月受診分までを記載しております。確定申告時にご使用される場合、申告対象期間(1~12月)と一致しておりませんので、ご注意ください。

Q 直接被保険者宛ではなく、事業主に送付するのはなぜですか？

A 直接被保険者様に郵送する方式に変更した場合、およそ10倍の郵送料が見込まれるため、各事業主へ被保険者様への配付をお願いしております。

Q 退職した従業員の医療費のお知らせが届いているのはなぜですか？

A データ抽出日(平成30年1月10日)の記録に基づき作成しているため、すでに退職されている方の分も送付されることとなります。恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて協会支部までご返送をお願いいたします。



お問合せ先 協会けんぽ福島支部 レセプトグループ TEL 024-523-3918

6支部のハイキング結果

福島支部

世界遺産・平泉中尊寺と毛越寺を巡って



今年度の福島支部のハイキングは「世界遺産・平泉中尊寺と毛越寺を巡る」ということで、108名(バス3台)と多くの方に参加いただき10月22日(日)に実施しました。

大型台風21号の影響で悪天候でしたが、さすがに中尊寺は観光客で大変混雑していました。

現地観光ガイドの説明を聞きながら表参道の月見坂をのぼり、金色堂などの歴史的建造物や貴重な文化財を見学し、参加者の皆さんは平安時代後期・奥州藤原氏

三代の栄華に思いを馳せ、見学後はお楽しみの三大名物コラボの昼食に舌鼓を打ちました。

その後は、毛越寺の浄土庭園を散策し帰路につきましたが、あいにくの天候にもかかわらず何とか予定どおり中尊寺と毛越寺を見学することが出来ました。次回も多くの皆さんの参加をお待ちしています。

郡山支部

雨の弥彦山ハイキング

10月22日(日)、船引駅発と須賀川駅発の2台のバスは郡山駅前で合流し、参加者66人を乗せ雨の中、磐越高速道を一路弥彦山へ向かいました。

当日は台風の余波で一日中雨降りの中、弥彦神社を参拝してから、シャトルバスでロープウェイの麓駅へ向かい、3組ほどに分かれてゴンドラに乗り込み、山頂駅へ。下界は雨降りだったものの、そんなに風もなかったのに、さすがに山頂は風も強く、散策できる状況ではないうえ、展望レストランからの眺望も見られず、霧に覆われた状況でガッカリ、風も強まっている中を早々に下山するハメとなりました。

その後は、寺泊で海産物のお土産などを買い、燕三条地場産センターに向かい、100年を超える歴史と伝統、技術力を誇る刃物などを楽しみ、買い求める方々もおられました。

今年の健康ハイキングは、悪天候にたたられましたが、「でも、結構楽しめました」との声もいただきました。

健康ハイキングは、天候に大きく左右されますが、また来年も実施しますので、多くの皆様のご参加をお待ちいたします。



平支部

世界遺産に誘われて



参加者五十余名、今年の健康ウォーキングは、日光東照宮と田母沢御用邸を歩きました。

生憎の曇天ではありましたが、錦秋の山懐に抱かれた東照宮は、修復された陽明門等、見どころ満載。奥宮までの二百を超える石段も何とか踏破出来ました。歩数計は、一万歩を超えましたが、地元名物の美味しい湯葉料理を頂き、晩秋の色と香りを感じ、心身共にリフレッシュしました。

会津若松支部 癒やしの森は霧にかくれて

10月22日(日)7時30分、台風21号と秋雨前線の影響で朝から雨でしたが、一行28名は只見町へ向け出発しました。

先方に確認したところ、やはり雨と霧で周囲の視界が悪く、山道は滑りやすいとのことでした。やむなく予定を変更して山麓の旧校舎「森林の分校ふざわ」で、地元ガイドから散策中止になったブナ林の説明をして頂きました。只見町は「ユネスコエコパーク」に登録されており、町あげて「人間社会と自然環境の共生」に取り組んでいるとのことのお話もありました。

その後、季の郷・湯ら里で昼食、入浴、ゆっくり休憩し、途中「ブナと川のミュージアム」を見学し帰路に着きました。今回は、残念ながらブナ林を歩くことが出来ませんでした。霧の切れ間に見える赤く染まった山々と川の流れが美しく、奥会津の自然のすばらしさが感じられました。

参加されました皆様のご協力で、無事実施出来ましたことに感謝申し上げます。お疲れ様でした。



相馬支部 台風のためコースを変更して…



10月22日(日)、福島県へ台風直撃との予報が出され、不安な気持ちの参加者39名を乗せたバスは裏磐梯へ向け出発しました。

午前中はまだ雨風ともそれほど強くはなかったのですが、ハイキングは中止とし、猪苗代の「世界のガラス館」や「河京ラーメン館」等で楽しんでいただきました。

続いてバスは昼食場所の「裏磐梯レイクリゾート」に到着しました。外観の雄大さや昼食会場の広さに「わーっ」と驚きの声が上がりました。また、温泉も広く、雨の中でしたが露天風呂に入った方は目の前に桧原湖が広がり絶景だったとの声も聞かれました。

きれいな紅葉もバスの中から見る事ができましたが、台風でハイキングが出来なかったことがとても残念! ぜひまたの機会にリベンジしたいと思います。

白河支部 20回記念の健康ウォーキング

今年の白河支部健康づくりハイキングは、20回の節目ということで今までにない試みを計画しました。

県南という場所柄、栃木県方面に出かけることが多いのですが、移動時間が長いのを覚悟で山形は山寺へ。今回は85名の参加者がありました。

この夏は天候が不安定でしたが、山形に入ったら快晴。御朱印をいただきながら階段をたくさん登り、たくさん汗を流しました。

その後移動した「天童温泉 天童ホテル」でのボリュームのある食事と、広いお風呂での入浴は、参加した皆さんにとっても満足していただけたようです。

次回もまた楽しい企画を考えたいと思います。



『健康生活宣言』

株式会社シーズ
品川 久美子

近頃、おなか周りが苦しくなってきたような気がしていましたが、「氣」のせいではありませんでした。家族にも太くなったと言われ激しく落ち込んでいます。過去に食べた物はどうにもならないので、食べる量を控えるよう心掛けています。しかし、年齢的に代謝が悪いせいか、付いてしまったモノはそう簡単には無くならないものです。

私の仕事は主にデスクワーク。公私共に運動とは無縁の生活をこの年齢までしていました。運動なんてしなくても何ら差し支えないと思っていました。しかし、老後を考えるようになり、様々な健康セミナーを受講しますと「運動って大事な、運動しなきゃ」と考えさせられます。おばあちゃんになって骨折して、歩けなくなって寝たきりコース・・・なんて嫌ですから。自分も周りも、幸せとは言えない状況は回避したいものです。年老いて沢山時間が取れるようになった時、大好きな旅行を楽しむには、足腰丈夫でいなければなりません。体重も増

やさず適度な筋力も付け丈夫な骨を手に入れたい、そんな思いを叶えるべく、一念発起して2018年はトレッキングでも始めてみようかと思案中です。

私が働く会社では『健康事業所宣言』をしています。仕事の合間に社員の皆さんにメール等を使い健康情報を発信しています。社員に呼びかける立場だからこそ、誰よりも健康でいなくてはなりません。勿論、メタボであってもいけません。運動も課題ですが、社員の手本となるために、今後も生活を律することを心掛けて参ります。

この場をお借りして、私の『健康生活宣言』です!



事業所名称・所在地等を変更されたときは 社会保険協会にもご連絡願います

「社会保険ふくしま」や「社会保険実務の手引き」等の送付物を確実に事業所様へお届けするため、事業所名称・所在地等を変更されたときは、管轄の年金事務所へ所定の手続きをされますとともに、当協会へも下記の様式により、**郵送**又は**FAX(024-525-9312)**でご連絡願います。

変更事項報告書

	変更前(すべての欄をご記入ください)	変更後(変更のあった欄をご記入ください)
事業所名称		
事業所所在地 (送付先)	〒	〒
電話番号		
事業所整理記号		

一般財団法人 福島県社会保険協会 宛

ご担当者名

お問い合わせ先

一般財団法人 福島県社会保険協会

〒960-8041 福島市大町5-2 千代田生命福島ビル4F
TEL.024-525-9311 FAX.024-525-9312

5年後納制度について

Q 過去に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる制度があると聞いたのですが、どのようなものでしょうか。

A 過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

5年後納制度について

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られる可能性があります。

注意点

- ・すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度は利用できません。
- ・後納制度を利用するには、申込みが必要です。



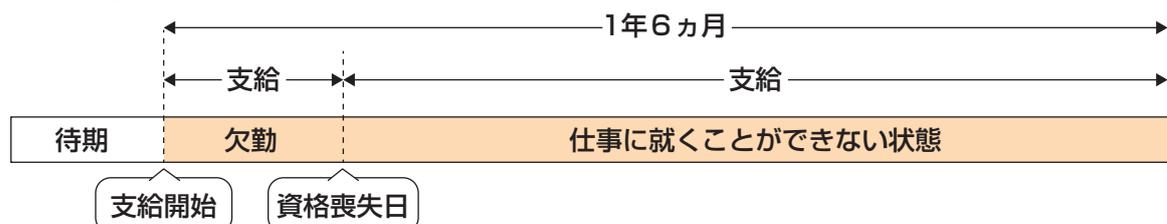
お問合せ先

詳しくは、お手元に基礎年金番号がわかるものをご準備の上、「ねんきん加入者ダイヤル」**TEL.0570-003-004** またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

退職後の傷病手当金について

Q 退職(資格喪失)後に傷病手当金を受けることはできますか？

A 資格喪失日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日に、傷病手当金を受けているか、受けることができる状態であれば、引き続き支給を受けることができます。ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合には、その後仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。



※資格喪失後に老齢年金を受ける場合

資格喪失後に傷病手当金の継続給付を受けている方が老齢年金を受ける場合には、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より低いときは、その差額が支給されます。

お問い合わせ先 協会けんぽ福島支部 業務グループ TEL.024-523-3917

1月
かぜ、インフルエンザを予防しましょう

厳しい寒さ、空気の乾燥とともに、かぜやインフルエンザが流行しています。
いわゆる「かぜ(普通感冒)」と「インフルエンザ」は、原因となるウイルスの種類の違いとともに、症状や治療方法も異なります。

インフルエンザ

急激に40℃近い熱が出るとともに、倦怠感、悪寒、筋肉痛、関節痛、激しい咳や頭痛など、全身に症状が現れます。また高齢の方や乳幼児は肺炎を併発する場合もあり、決して軽く見ることはできません。

症状が出てから48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬を服用すると、体内でウイルスの増殖を抑えて症状の軽減を図ることができます。インフルエンザかな、と思ったら、早めに受診しましょう。

かぜ(普通感冒)

のどの痛みやくしゃみ、鼻水などの症状から始まり、熱もインフルエンザほどの高熱になることはあまりありません。インフルエンザのようにウイルスに効く薬は無く、症状を軽くするために症状にあわせた治療を行います。

温かくして早めに休み、十分な栄養をとることが大切です。また、呼吸器の病気や慢性疾患を持つ方は、早めにかかりつけの先生に相談しましょう。

かぜ、インフルエンザを予防しましょう

- ・外出から帰ったら、手洗いとうがいをする
- ・十分な睡眠
- ・バランスの良い食事とビタミン補給
- ・体調を整える適度な運動
- ・人ごみはできるだけ避ける
- ・マスクを使う

自分のからだを守り、他の人にうつさないために

- ・具合が悪ければ早めに医療機関を受診しましょう。
- ・インフルエンザにかかった場合、無理をして学校や職場などに行かず、安静にしましょう。



協会けんぽ福島支部



ふくしま魅力再発見! No.26

●「蛍の光」をアレンジした「別れのワルツ」(お店の閉店時などに流れる)の編曲者は古関裕而。

●現在の仙台空港は矢吹飛行学校の分校。同校は終戦直前に爆撃された。



●方言クイズ

「ごせやげる」の意味は?

- A 手間がかかる B ごちそうになる C 腹が立つ

●福島検定クイズ1

三春だるまの中に入っているものは?

- A 豆
B おみくじの大吉 C お守り



●福島検定クイズ2

福島民報・民友は地方紙には珍しく、ある専門の記者がいる。それは何?

- A 温泉 B 競馬 C 日本酒



答え B [ふくしま検定クイズ] (1) 題の「ごせやげる」A [ふくしま検定クイズ] (2) 題の「三春だるま」C [ふくしま検定クイズ] (3) 題の「民報・民友」

年金事務所で年金の予約相談を実施しています
予約のお申込みは「ねんきんダイヤル」へ!

0570-05-1165

予約相談の実施時間帯 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の
月曜日 8:30~18:00 開所日初日に18時
火~金曜日 8:30~16:00 までお受付します。
第二土曜日 9:30~15:00



2・3月のねんきん出張相談

事務所名	出張相談会場	開設日		予約受付先
		2月	3月	
平	いわき市役所 勿来支所	28日(水)	28日(水)	0246-23-5611
会津若松	喜多方プラザ	15日(木)	8日(木)	0242-27-5321
	南会津町 御蔵入交流館	22日(木)	22日(木)	
相馬	南相馬市役所	14日(水) 28日(水)	14日(水) 28日(水)	0244-36-5172

※各会場は、電話による時間予約制で実施しています。
※ご予約は「予約受付先」(年金事務所)へご連絡ください。
※日程が変更することもありますので、事前の連絡を必ずお願いします。

【共通の注意点】

1. どちらも予約相談日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
2. どちらもお申込みの際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備のうえ電話をおかけください。
3. 相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを2つ以上、ご持参ください。
4. 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)および印鑑が必要となります。

